

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇告示 理容師試験及び美容師試験の実施
土地改良区の定款変更の認可
土地改良事業計画変更の認可
公用水面の埋立免許

◇教委告示 臨時教育委員会の招集
種畜証明書の書換交付
豚コレラ予防注射の実施
建設業者の登録まつ消
土地改良区役員の退任及び就任

告示

鳥取県告示第七十九号

理容師法施行令（昭和二十八年政令第二百三十二号）第

五条第一項及び第二項並びに美容師法施行令（昭和三十三年政令第七十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基く理容師試験及び美容師試験を次のとおり実施する。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 日時及び場所

(1) 学科試験

日時 昭和三十三年五月二十一日午前八時三十分

場所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校

(2) 実地試験

日時 昭和三十三年五月二十八日午前八時三十分

場所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校

二 受験資格

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者で、理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第二条第一項又は美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第四条第二項の規定に基く厚生大臣の指定した理容師養成施設又は美容師養成施設

で理容師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十一号）第九条又は美容師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十三号）第八条に定める期間以上理容師又は美容師となるに必要な知識及び技能を習得した後、一年以上の実地習練を経た者。

三 受験願書

受験願書（別記様式）に鳥取県収入証紙五百円をはりつけ次の書類を添え昭和三十三年五月十三日（火曜日）までにもよりの保健所に提出すること。

- (1) 履歴書
- (2) 学校教育法第四十七条の資格を有することの証明書
- (3) 実地習練修了書又は修了証明書
- (4) 厚生大臣の指定した養成施設の卒業証書の写又は卒業証明書
- (5) 戸籍謄本又は戸籍抄本
- (6) 写真（出願前六箇月以内に撮影し裏面に住所、氏名及び生年月日を記入した名刺型上半身のもの二枚）

(7) 健康診断書

(8) 実地試験のみの受験者は、知事の発行せる学科試験合格証明書又はその写

四 試験の方法

(1) 試験は、学科試験及び実地試験について行う。

(2) 実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

五 試験場に持参するもの

- (1) 学科試験
 - 受験通知書、筆記具及び上履
- (2) 実地試験
 - (イ) 理容師試験を受ける者
 - 受験通知、白衣、調髪、顔そりに必要な器具、応急薬品その他必要器具、材料等
 - (ロ) 美容師試験を受ける者
 - 受験通知、白衣、コールドロツド巻、ピンカール、フィンガウエーブに必要な器具、電気パーマネント施術に必要な器具、材料、化粧品、応急薬品等

の他必要器具

- (イ) 実地試験を受ける者は、実地用モデルを同伴すること。
- 六 実地習練は養成施設を卒業した後、実地習練実施届を所轄の保健所に提出後学科試験前日までに一年以上の期間を経過しその間四十週以上の実地をしていなければならぬ。
- 七 学科試験に合格し、実地試験に不合格となつた者は、昭和三十五年十二月三十日までに鳥取県が施行する理容師試験又は美容師試験の学科試験を免除する。
- 八 その他

(1) 出願者には、受験通知書を試験の前日までに郵送するので、配達不能にならないため受験願書に住所及び氏名を明記すること。

(2) 試験について不明の点がある場合は、もよりの保健所又は鳥取県厚生労働部衛生課に照会すること。

(別記)

美容師試験受験願書

本籍地 住所（受験通知を受けるところを記入すること。）

（ふりがな）
 年 月 日生

一 受験種別（理容師）、（美容師）実地のみ受験者は（理容師実施）、（美容師実地）と
 朱書すること。

右のとおり理容師（美容師）試験を受けたので別紙関係書類を添えて出願します。

昭和三十三年五月 日

鳥取県知事 遠 藤 茂 殿 名 氏

鳥取県告示第百八十号

羽合土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、昭和三十三年四月二十二日認可した。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

茂

鳥取県告示第百八十一号

羽合土地改良区の土地改良事業計画の変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、昭和三十三年四月二十二日認可した。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

茂

鳥取県告示第百八十二号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により、昭和三十三年四月二十二日次のように公有水面の埋立を免許した。

面の埋立を免許した。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

茂

一 埋立の場所及び面積

町 大字 字

地番先

地積

青谷	北河原	向田	一五九ノ一
"	"	神崎前	一六五ノ二
"	"	廻淵	一七五ノ二
"	"	内河原	二四八ノ一
			五、一七〇坪

二 埋立工事着手期限 昭和三十三年五月二日

三 埋立工業のしゅん工期限

四 埋立の目的 農地造成

五 埋立の免許を受けた者 気高郡青谷町

鳥取県告示第百八十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定により、昭和三十三年四月二十二日次のように公有水面の埋立を免許した。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠藤 茂

茂

一 埋立の場所及び面積

町 大字 字

地番先

地積

青谷	桑原	村内	九一ノ二先	八六坪
"	澄水	上湯棚	三六ノ一先	二〇二坪
"	"	下湯棚	二一先	四九坪
"	"	"	三ノ三先	三六八坪
"	紙屋	河原町	二一九先	三二坪
"	"	"	二〇八ノ二先	三一三坪
"	田原谷	宮上	三二ノ四先	一一〇坪
"	"	宮前	一三先	四二七坪
"	"	宮後	二七四先	一四八坪
"	"	宮下	四ノ二先	六五六坪
"	八葉寺	立山	二五ノ九先	四七坪
"	"	"	五ノ一先	一二五坪
"	"	"	一六先	三九六坪
"	"	吹詰	二九ノ一先	三六七坪

大門 八二ノ一先 二九六坪

" " 五六ノ二先 一二四坪

" " 中瀬 四三ノ一先 二五二坪

" " 木戸口 五二ノ一先 二一九坪

" " " 五三〇先 一一四坪

" " " 五二八先 一四〇坪

" " " コヨロ口 五六七ノ六先 一四五坪

計 四、六一五坪

二 埋立工事着手期限 昭和三十三年五月二日

三 埋立工事のしゅん工期限

四 埋立の目的 農地造成および養魚場設置

五 埋立の免許を受けた者 気高郡青谷町

鳥取県告示第百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

豊田井手土地改良区		
理事	田中 公男	米子市古豊千
理事	田辺 治男	"
"	松本 弘	東八幡
"	船越 隆雄	水浜
"	青木与一郎	古豊千
"	塚田 章一	東八幡
"	米原 富重	一部
"	岩崎伊三郎	高島
"	箕浦 松重	古豊千
"	高塚 懋	吉岡
宇野山土地改良区		
理事	藏本松太郎	東伯郡羽合町大字宇野
"	中村 良一	"
"	村中 多三	"
"	木村 金蔵	"
"	松村 信正	"
"	本田 信義	"
"	村中 和夫	"
"	水野 謙	"
監事	本田 兼蔵	"
"	中川 義明	"
就任した役員の名及び住所		
理事	松村 勝美	鳥取市本高
"	小松竜太郎	"
"	河原伊一郎	"
本高土地改良区		
理事	田中 公男	米子市古豊千
"	船越 隆雄	水浜
"	松本周一郎	東八幡
就任した役員の名及び住所		
理事	河本 克己	米子市古豊千
"	安村 勇	"
監事	加下 長造	"
"	高橋 満隆	日吉津村大字富吉
"	勝部 哲郎	西伯郡岸本町大字遠藤
"	森 堯春	"
"	今中 満通	吉岡
"	石田 寛義	"
"	香田 武重	"
"	青木与一郎	古豊千
"	塚田 財三	一部
"	岩崎伊三郎	高島
"	塚田 章一	"

豊田井手土地改良区		
理事	田中 公男	米子市古豊千
"	船越 隆雄	水浜
"	松本周一郎	東八幡
就任した役員の名及び住所		
理事	河本 克己	米子市古豊千
"	安村 勇	"
監事	加下 長造	"
"	高橋 満隆	日吉津村大字富吉
"	勝部 哲郎	西伯郡岸本町大字遠藤
"	森 堯春	"
"	今中 満通	吉岡
"	石田 寛義	"
"	香田 武重	"
"	青木与一郎	古豊千
"	塚田 財三	一部
"	岩崎伊三郎	高島
"	塚田 章一	"
本高土地改良区		
理事	河原 豊	鳥取市本高
"	松村 勝美	"
"	懸樋 清治	"
"	小原 一雄	"
"	小松竜太郎	"
"	中山 佐市	"
監事	山本多一郎	"
"	河原 美一	"
"	河原重三郎	"
"	梶川 茂実	"
就任した役員の名及び住所		
理事	河原 豊	鳥取市本高
"	松村 勝美	"
"	懸樋 清治	"
"	小原 一雄	"
"	小松竜太郎	"
"	中山 佐市	"
監事	山本多一郎	"
"	河原 美一	"
"	河原重三郎	"
"	梶川 茂実	"
就任した役員の名及び住所		
理事	河原 豊	鳥取市本高
"	松村 勝美	"
"	懸樋 清治	"
"	小原 一雄	"
"	小松竜太郎	"
"	中山 佐市	"
監事	山本多一郎	"
"	河原 美一	"
"	河原重三郎	"
"	梶川 茂実	"

鳥取県告示第百八十五号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので同法第十五条第一項の規定によ

り建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号

登録登録年月日

名

称

所

在

申請者氏名

まつ消年月日

鳥取県知事登録 (に)第三三三二号

昭三一、七、五

有限会社松本鉄工所

東伯郡由良町大字 由良宿一六八ノ二

松本 雅夫

昭三三、四、一四

鳥取県告示第百八十六号

次のように豚コレラ予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により豚の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤

茂

一 実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

豚、ただし、生後四十日及び分娩前後一箇月以内のものを除く。

四 実施の期日 別表のとおり

五 検査及び注射駆除の方法

豚コレラ予防液皮下注射

別表

実施期日 実施区域

実施場所

五月十三日 米子市福生

同上

福米

住吉

加茂

陰田

勝田

十五日	車尾	彦名	境港市余子	二十九日	富益	境港市余子	同上
十六日	崎津	彦名	米子市富益	三十日	境港市余子	境港市余子	同上
十九日	和田	崎津	境港市余子	六月四日	外江	外江	同上
二十日	崎津	境港市中浜	外江	五日	余子	余子	同上
二十二日	境港市中浜	米子市和田	渡	六日	渡	渡	同上
二十三日	境港市中浜	境港市中浜	外江				
二十六日	米子市和田	米子市和田					
二十七日	夜見	夜見					
	大篠津	大篠津					

鳥取県告示第百八十七号

次の種畜につき種畜証明書の書換交付をした。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県知事 遠 藤

茂

種畜証明書番号	名号	品種	旧飼養者住所氏名	新飼養者住所氏名
昭三二鳥地第二九号	徳田	黒毛和種	鳥取県東伯郡赤崎町泉種畜場	鳥取県東伯郡東伯町上郷農協

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十六号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十三年四月三十日

鳥取県教育委員会委員長 米原 穰

- 一 日時 昭和三十三年四月三十日午前十時
- 二 場所 鳥取県教育委員会会議室
- 三 議題 教育関係職員の勤務評定について

昭和四年四月十五日第三種畜産物認可 発行日 火 金

鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町